

むつ市農業委員会
第792回総会議事録

むつ市農業委員会第792回総会議事録

1. 開催日時 令和3年4月12日（月）午前10時30分から午前11時00分

2. 開催場所 プラザホテルむつ プラザホール

3. 出席委員

○農業委員（16名）

議席	氏名
1	坂本正一
2	立花幸雄
4	柏谷均
6	柴田峯生
7	杉山重一
8	立花順一
9	齊藤榮佐男
10	中嶋寿樹
11	蛭名修一
13	新堂真
14	小林義顯
15	畑中光政
16	林忠久
17	四ツ谷末藏
18	嶋田輝雄
19	村口利光

○農地利用最適化推進委員（10名）

地区	氏名
第1地区	佐々木貢
第2地区	山田紀子
第3地区	山本幸光
第4地区	畑中正彦
第5地区	中村貞幸
第6地区	内山義美
第7地区	西村一松
第8地区	瀬川博光
第9地区	千葉好二
第10地区	富江佳奈子

4. 欠席委員

○農業委員（2名）

議席	氏名
3	嶋 影 秀 子
5	水 戸 隆 璽

○農地利用最適化推進委員（0名）

5. 議事の概要

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

議案第3号 むつ市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」（改定案）について

報告事項 むつ市農業委員会事務の会長専決規定により専決した職員の任免について

6. 会議に従事した職氏名

局長 成 田 司

次長 伊 藤 恭 雄

総括主幹 品 木 聡

主任 石 田 洋 利

会計年度任用職員 賀 佐 ひとみ

7. 会議録署名委員

4番 柏 谷 均

6番 柴 田 峯 生

8. 会議記録者

農業委員会事務局総括主幹 品 木 聡

9. 会 議 の 概 要

議長(坂本会長)	<p>ただいまから、むつ市農業委員会第792回総会を開催いたします。</p> <p>ただいまの出席委員は、18名中16名で、定足数に達しております。</p> <p>本日、3番 嶋影委員、5番 水戸委員より欠席の旨、通告がありましたので、ご報告いたします。</p> <p>これより、本日の会議を開きます。</p> <p>日程第1 会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は、むつ市農業委員会会議規則第43条の規定により議長において、4番 柏谷委員、6番 柴田委員を指名いたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には事務局職員の品木総括主幹を指名いたします。</p> <p>日程第2 会期の決定を行います。</p> <p>本総会は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p>
各委員	(異議なしの声あり)
議長(坂本会長)	<p>ご異議がないので、本総会の会期は本日1日とすることに決定いたします。</p> <p>それでは、議案審議に入ります。</p> <p>議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、議題に供します。</p> <p>議案第1号について、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>農地法第3条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。</p> <p>申請地は、奥内字浅沢50番8号 ほか9筆、面積合計49,342㎡、親子間による使用貸借であります。</p> <p>申請地は、貸付人世帯が耕作してきたもので、貸付後も引き続き水稻の栽培地として利用するものであります。</p> <p>調査につきましては、4月2日 立花幸雄委員、立花順一委員、西村推進委員、事務局により許可申請による調査をした結果、農地法第3条第2項各号に該当は認められず、特に問題はないと思われます。</p>
議長(坂本会長)	<p>ただいまの説明に関して、現地調査を行った委員から補足説明がありましたらお願いいたします。</p> <p>議案第1号について補足説明ございますか</p>
立花幸雄委員	特にありません。
議長(坂本会長)	<p>説明が終わりましたので、これより議案第1号について審議を行います。質疑を許します。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
各委員	(無しの声あり)

議長 (坂本会長)	<p>質疑がありませんので、本案について、原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。</p>
各委員	<p>(異議なしの声あり)</p>
議長 (坂本会長)	<p>ご異議なしと認めます。よって議案第1号は原案のとおり許可することに決定しました。</p> <p>続きまして、議案第2号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、議題に供します。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>それでは、議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてご説明いたします。</p> <p>貸付人は3名、申請地は脇野沢七引276番1ほか4筆、面積合計7,658㎡、借受人は、あおもり農林業支援センターで農地中間管理機構を利用することとなります。</p> <p>なお、これは参考ではありますが、転貸予定者は、脇野沢農業振興公社さんとのマッチング予定であります。</p> <p>今回、補足として、航空写真3枚目に記載されている七引275番の敷地内に、隣接している橋の工事に伴う仮設道路が通っておりますが、こちらの航空写真は令和元年の4月頃のもので古く、現在は橋の工事が完了し、275番内の仮設道路は撤去され、農地に復元されていることをお伝えします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長 (坂本会長)	<p>ただいまの説明に関して、現地調査を行った委員から補足説明がありましたらお願いいたします。</p>
柴田委員	<p>議案第2号につきまして、現地調査を行った結果について補足説明いたします。</p> <p>説明事項については、事務局説明の通りではありますが、貸付人3名の方はいずれも高齢化により農業ができなくなり、公社の方に貸すということになります。現実的には、地元の公社が貸付を受けて農業を継続することになります。</p> <p>図面1枚目の地番305番2については畦畔を含んでおりますので、実際の有効面積は小さくなります。</p> <p>図面2枚目の地番300番の農地の隣地に、図面が古いため、林があるように見えますが、現在は伐採されて更地になっております。</p> <p>図面3枚目の地番275番の農地についても、図面が古いため、橋梁工事のため仮設道路が敷設されていますが、現在は撤去され、元の農地に復元されております。</p> <p>以上です。</p>
議長 (坂本会長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>説明が終わりましたので、議案第2号について審議を行います。</p> <p>質疑を許します。</p>

質疑ございませんか。

各委員

(無しの声あり)

議長(坂本会長)

質疑がありませんので、本案について、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

各委員

(異議なしの声あり)

議長(坂本会長)

ご異議なしと認めます。よって議案第2号は原案のとおり承認することに決定しました。

続きまして、議案第3号、むつ市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(改定案)について、議題に供します。

事務局より説明願います。

事務局

議案第3号 むつ市農業委員会 農地等の利用の最適化の推進に関する指針(改定案)について、説明をさせていただきます。

説明に入る前に、今回議案を提出する前に、農業委員の皆様、あらかじめご意見等ありませんかとお照会したところ、何点か誤字訂正のご指摘をいただきました。

現在お手元にお配りしている議案につきましては誤字等訂正した後のものとなっておりますので、ご了承いただきたいと存じます

それでは説明をさせていただきます。

まず、この指針の作成に際しては、法律により農地利用最適化推進委員の意見を聴かなければならないとされており、去る3月22日 農地利用最適化推進委員会議を開催し、意見聴衆をしたところです。

会議では、制度上の解釈や農地利用最適化推進委員の役割などに関する質疑・意見があり、また、指針本文の記載方法などについてのご提案などが挙げられましたので一部修正を加えた上で、指針内容は原案のとおり承認されております。

また、指針内容と密接に関係する市生産者支援課からも、意見聴衆を行っており、生産者支援課が所管する「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」とも整合性が保たれており、特段、意見は無いとの回答をいただいています。

ただ、管内の農地面積の推計に関しては相違があり、生産者支援課の基本的な構想では、平成28年度中に策定され、平成23年度と平成27年度の農地面積を比較し、その増減率から推計しているのに対し、農業委員会の推計は、平成29年から令和3年までの減少幅から5か年平均値を増減率として、実際の農地台帳面積から、非農地判断した面積と今後の非農地を推計した面積を用いており、実際の数値に近いものとなっているのではないかと考えております。

指針改定案について、目を通してきて、いただいていると思いますが、指針の内容は、全体としては断定した言葉を使っていない部分が多くなっています。

これは、最適化の推進は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想が密接に関係するため、基本的な構想は、農用地の利用の集積、経

営管理の合理化など、農業経営基盤の強化を目的とした、農業経営強化促進法の国の基本要綱、青森県の農業経営基盤強化促進基本方針に基き、むつ市の農業の現状に合わせた計画となっているおり、その中には、農地中間管理機構、人・農地プランのほかに、良く聞く言葉で、認定農業者や認定新規就農者もこの要綱に沿ったもので、その所管は生産者支援課であり、農地法に基づく、農地の賃貸借や権利移動のように農業委員会のみで決定できるものと、できないものがあるということです。ご理解していただければと存じます。

それでは、指針の1ページをご覧ください。

指針の内容は、大きく2つに分かれており、第1に、指針の基本的な考え方、第2に、具体的な目標と推進方法となっています。

第1 基本的な考え方についてですが、農業委員会等に関する法律が改正され農地等の利用の最適化の推進が農業委員会の必須事務とされたこと、全国的な少子高齢化の中、むつ市においても農業者の高齢化や担い手不足が深刻化しつつあり、後継者不足や遊休農地の発生などが懸念されることから、その発生防止・解消に努め、農地利用の集積・集約化に取り組んでいく必要があります。以上のことから、農業委員と農地利用最適化推進委員の活動目標と推進方法を定めるとし、令和5年3月を目標として、委員の改選にあたる3年ごとに検証・見直しを行い、単年度の活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」に基づく目標及びその達成に向けた活動計画のとおりとするとしています。

次に、2ページ目となりますが、「第2 具体的な目標と推進方法」として、1点目として「遊休農地の発生防止・解消について」、遊休農地の解消目標を令和5年3月まで、ゼロを維持すべき目標値とするとしています。

また、遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法としては、①の農地の利用状況調査と利用意向調査の実施については、農地利用状況調査及び利用意向調査実施の徹底を図り、利用意向調査の結果を踏まえ農地の利用関係の調整を行う、また、違反転用の発生防止・早期発見等、農地パトロールに努めるとしております。

②の農地中間管理機構との連携については、農家の意向を踏まえ、農地中間管理機構の活用に努めるということで、昨年度3回に渡り、農地中間管理機構との連携活動の一環として研修会を開催させていただいております。

それから、③の非農地判断については、現況に応じて速やかに非農地判断を行い、利用可能な農地を明確化するとしています。

続きまして、3ページとなりますが、2番として、担い手への農地利用の集積・集約化については、1点目、担い手への農地利用集積目標として、市の基本的な構想に基づき、年間約20.5haの増加を見込んでおります。

当初計画時の3年後の目標1,150ヘクタールに対し、実績では1,112ヘクタールと下回っておりますが、基本構想に沿った形で、令和5年3月の集積率42.5%を目標値として、そのままという形としています。

2点目の担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法としては、①として、人・農地プランの作成・見直しについて積極的に取

り組む、②として、農地中間管理機構等との連携については、関係機関との連携を図り情報収集体制を整え、農地中間管理機構の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う、③として、農地の利用調整と利用権設定については、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・利用権の再設定を推進するとしています。

最後に、3番として、新規参入の促進については、1点目の新規参入の促進目標としては、市の基本的な構想に基づき、年間2経営体の増加を見込んでおり、令和5年3月までの新規参入者累計16経営体を目標値としています。

現在の状況に関しては、令和2年3月末現在で、11経営体、ご夫婦の方もいらっしゃいますので、18人の方が新規に参入されております。

2点目の新規参入の促進に向けた具体的な推進方法としては、①として、関係機関との連携について、新規参入の情報収集を行うとともに、関係機関との連携を強化し、新規参入の確保に努めるとしております。

また、②として、企業参入の推進については、担い手が十分いない地域では、企業の参入推進を図る、③として、農業委員会のフォローアップ活動については、下限面積に別段面積を設定するなどを検討し、新規就農等を促進する、関係機関などと連携し支援に努めるとしております。

以上、指針全体では、非常にざっくりとした、基本的な方針を定めるといような構成内容となっておりますので、ご了承いただければと存じます。

以上で説明を終わります。

議長(坂本会長)

説明が終わりましたので、議案第3号について審議を行います。
質疑を許します。
質疑ございませんか。

各委員

(無しの声あり)

議長(坂本会長)

質疑がありませんので、本案について、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

各委員

(異議なしの声あり)

議長(坂本会長)

ご異議なしと認めます。よって議案第3号は原案のとおり承認することに決定しました。

続きまして、むつ市農業委員会事務の会長専決規程により専決した職員の任免について、報告事項があります。

事務局より説明願います。

事務局

報告第1号、むつ市農業委員会事務の会長専決規程により専決した職員の任免について、ご説明いたします。

このたびの市職員人事異動に伴い、むつ市農業委員会事務局職員を議案書のとおり、退職者2名及び異動者2名を任免しましたので、ご報告いたします。

議長(坂本会長)	その他、委員の皆さんから何かありましたらお願いします。 何か、ありませんか。
各委員	(無しの声あり)
議長(坂本会長)	無いようですので、以上で、本日の報告事項はすべて終了しました。 これもちまして、むつ市農業委員会第792回総会を閉会します。

10. 会議録署名委員

会議録署名委員 柏 谷 均

会議録署名委員 柴 田 峯 生